

○組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(昭和45年10月31日 条例第5号)

改正 令和5年1月10日条例第4号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければその職務を行ってはならない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓書の提出前であっても職員にその職務を行わせることができる。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年1月10日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

(別記様式)

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体すると共に、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名